

「洞爺湖町財政健全化計画」策定

議決した「財政健全化計画」
国へ提出!!

このたび「洞爺湖町財政健全化計画」（計画期間は平成21年度から平成27年度の7カ年間）を策定しました。

この計画の策定に当っては、これまで、広報誌、ホームページ、町民説明会、パブリックコメント、町議会、行財政改革審議会などを通じ、様々なご意見をいただきましたので、計画の一部見直しをいたしました。

町議会においても、議員定数の見直しや議員報酬の見直しなど、財政健全化にご理解をいただき、積極的に取組んでいただくこととなりました。

この計画を基礎とした、平成21年度から平成24年度を計画期間とした、法律に基づく「財政健全化計画（実質公債費比率が改善される期間）が12月定例議会において議決されたことから、北海道を通じて国に提出いたしました。

国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、今、地方自治体が果たすべき役割が、改めて問い直されております。洞爺湖町においても合併に伴う効果、行財政改革による効果は現れておりますが、まだまだ効率的かつスリムな財政構造とはなっておりません。

健全化対策後の財政収支見直しにおいては、実質公債費比率による「財政健全化団体」からの早期脱却と単年度収支で、基金の取り崩しによらない財政運営が可能となりますが、依然、厳しい財政状況は続くと思込まれます。職員一人一人が最小の経費で最大の効果をあげるという行財政運営の基本に立ち、行財政運営が町民の皆様の重い負担により成り立っていることを肝に銘じ、新たな決意のもと、全庁挙げて、この「財政健全化計画」に取り組んでまいります。

今後とも続く厳しい財政状況ではありますが、次世代に負の遺産を背負わせないためにも、着実にかつ確実に本計画を遂行します。

また、計画自体を固定的なものとはせず、実行の成果を定期的に分析し状況の変化に応じた修正を行い、常に実情に合った計画と実行になるように努め、財政構造の見直しに取り組んでまいりますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

洞爺湖町長 長崎良夫

洞爺湖町財政健全化計画を必要とする背景

実質公債費比率で「財政健全化団体」に該当

平 成20年度決算が出た結果、平成19年度に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（いわゆる財政健全化法）」に基づき、「財政の早期健全化を図るべき基準（いわゆる4指標）」のうち、実質公債費

比率が早期健全化基準を超え、「財政健全化団体（俗にいうイエローカード）」に該当することになりました。

この法律により、当該年度中に財政健全化法に基づく「財政健全化計画」の策定が義務付けられており、この比率を早期健全化基準の25%を下回る水準に引き下げる方策を盛り込んだ計画が求められています。

これまでの取組を基にした今後の普通会計の財政収支見直し

歳出面では、合併後、新町建設計画に基づく退職者の不補充

勧奨退職制度の活用、平成19年度から実施した給与の独自削減などの人件費対策、公債費負担適正化計画に基づく起債事業の削減による公債費の抑制、行財政改革による内部管理経費等の削減を図っていますが、公債費が高水準で推移し、また、投資的経費は抑制しつつも、継続事業の実施には多額の一般財源が必要となっております。

一方、歳入面では景気の低迷や人口の減少などによる町税の減収や普通交付税の見直しが予想され、これらの影響により平成24年度で財政調整基金などが枯渇し、平成27年度まで財源不足額の累計額が6億4千3百万円となり、実質赤字比率で「財政健全化団体」になる可能性が極めて高く、厳しい財政状況となっております。



8月に開かれた住民説明会